

函 農 委 農

令和 7 年 (2025 年) 4 月 2 2 日

経済建設常任委員会委員 各位

農業委員会事務局長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

農業者年金関係届出書等の未送付について

(農業委員会事務局農地課 電話 2 1 - 3 3 4 1)

農業者年金関係届出書等の未送付について

1 概 要

農業者年金の届出等については、農業者から農協、農協から農業委員会事務局を経由し農業者年金基金「以下、「基金」という。」に送付され、基金において手続きが行われることになるが、昨年度農業委員会事務局が受領した届出書等のうち、5名（6件）分の届出書等が基金に送付されておらず、基金において農業者年金の支給等の手続きが行われていないことが判明した。

2 未送付の書類

(1) 住所・氏名変更届出書および裁定請求書

（1名分（2件）令和6年7月，農業委員会事務局が受領）

(2) 死亡関係届出書

（3名分（3件）令和6年9月～10月，農業委員会事務局が受領）

(3) 住所変更届出書

（1名分（1件）令和6年9月，農業委員会事務局が受領）

3 経 過

令和7年4月11日（金）、農協から住所・氏名変更届出書および裁定請求書の処理状況について問い合わせがあり基金に確認したところ、農業委員会事務局から基金に書類が送付されていないことが判明した。

他にも同様の事案が無いか調査したところ、死亡関係届出書3名分および住所変更届出書1名分が農業委員会事務局から基金に送付されておらず、基金において4名分の年金支給手続きがされていなかったことが判明した。

4 原 因

担当職員が当該業務の処理を先送りにしたまま失念していたことや、他の職員による処理状況の確認が十分に行われていなかったことが原因と考えられる。

5 本市の対応および再発防止策

判明後速やかに対象者全員に対し経過を説明し謝罪するとともに、基金へ書類を送付し、4月21日（月）付で基金に書類が届いたことを確認した。

今後は、受付台帳を整備して定期的な確認を行うとともに、基金が運用しているWeb上で届出等の処理状況を確認できる「記録管理システム」を活用し、複数の職員で当該システムによる確認を行うこととするなど、再発防止に努める。